

JIS

環境マネジメントシステム— 要求事項及び利用の手引

JIS Q 14001 : 2015
(ISO 14001 : 2015)
(JSA)

平成 27 年 11 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 適合性評価・管理システム規格専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	棟 近 雅 彦	早稲田大学
(委員)	阿 部 隆	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	石 飛 博 之	国立研究開発法人国立環境研究所
	岩 本 佐 利	一般社団法人日本電機工業会
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	太 田 秀 幸	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
	梶 島 裕美枝	イオン株式会社
	木 村 昌 司	一般社団法人日本建設業連合会
	小 林 憲 明	一般財団法人日本品質保証機構 (日本マネジメント システム認証機関協議会)
	新 見 裕 一	公益財団法人医療機器センター
	水 流 聡 子	東京大学
	中 川 梓	公益財団法人日本適合性認定協会
	長谷川 幸 生	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	平 岡 靖 敏	一般財団法人日本規格協会
	二 木 幹 夫	一般財団法人ベターリビング
	細 谷 恵	主婦連合会
	松 本 芳 彦	一般社団法人日本化学工業協会
	矢 野 忠 行	一般財団法人日本品質保証機構 (JIS 登録認証機関協 議会)
	山 田 秀	筑波大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 8.10.20 改正：平成 27.11.20

官 報 公 示：平成 27.11.20

原 案 作 成 者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：適合性評価・管理システム規格専門委員会 (委員長 棟近 雅彦)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
0.1 背景	1
0.2 環境マネジメントシステムの狙い	1
0.3 成功のための要因	2
0.4 Plan-Do-Check-Act モデル	2
0.5 この規格の内容	3
1 適用範囲	4
2 引用規格	4
3 用語及び定義	4
3.1 組織及びリーダーシップに関する用語	4
3.2 計画に関する用語	5
3.3 支援及び運用に関する用語	7
3.4 パフォーマンス評価及び改善に関する用語	8
4 組織の状況	9
4.1 組織及びその状況の理解	9
4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解	10
4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定	10
4.4 環境マネジメントシステム	10
5 リーダーシップ	10
5.1 リーダーシップ及びコミットメント	10
5.2 環境方針	11
5.3 組織の役割, 責任及び権限	11
6 計画	11
6.1 リスク及び機会への取組み	11
6.2 環境目標及びそれを達成するための計画策定	13
7 支援	13
7.1 資源	13
7.2 力量	13
7.3 認識	14
7.4 コミュニケーション	14
7.5 文書化した情報	14
8 運用	15
8.1 運用の計画及び管理	15
8.2 緊急事態への準備及び対応	16
9 パフォーマンス評価	16

	ページ
9.1 監視, 測定, 分析及び評価	16
9.2 内部監査	17
9.3 マネジメントレビュー	17
10 改善	18
10.1 一般	18
10.2 不適合及び是正処置	18
10.3 継続的改善	19
附属書 A (参考) この規格の利用の手引	20
附属書 B (参考) JIS Q 14001:2015 と JIS Q 14001:2004 との対応	33
参考文献	35
用語索引 (五十音順)	36
用語索引 (アルファベット順)	37
解 説	38

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS Q 14001:2004** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

環境マネジメントシステム— 要求事項及び利用の手引

Environmental management systems—Requirements with guidance for use

序文

この規格は、2015年に第3版として発行されたISO 14001を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

0.1 背景

将来の世代の人々が自らのニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすために、環境、社会及び経済のバランスを実現することが不可欠であると考えられている。到達点としての持続可能な開発は、持続可能性のこの“三本柱”のバランスをとることによって達成される。

厳格化が進む法律、汚染による環境への負荷の増大、資源の非効率的な使用、不適切な廃棄物管理、気候変動、生態系の劣化及び生物多様性の喪失に伴い、持続可能な開発、透明性及び説明責任に対する社会の期待は高まっている。

こうしたことから、組織は、持続可能性の“環境の柱”に寄与することを目指して、環境マネジメントシステムを実施することによって環境マネジメントのための体系的なアプローチを採用するようになってきている。

0.2 環境マネジメントシステムの狙い

この規格の目的は、社会経済的ニーズとバランスをとりながら、環境を保護し、変化する環境状態に対応するための枠組みを組織に提供することである。この規格は、組織が、環境マネジメントシステムに関して設定する意図した成果を達成することを可能にする要求事項を規定している。

環境マネジメントのための体系的なアプローチは、次の事項によって、持続可能な開発に寄与することについて、長期的な成功を築き、選択肢を作り出すための情報を、トップマネジメントに提供することができる。

- 有害な環境影響を防止又は緩和することによって、環境を保護する。
- 組織に対する、環境状態から生じる潜在的で有害な影響を緩和する。
- 組織が順守義務を満たすことを支援する。
- 環境パフォーマンスを向上させる。
- 環境影響が意図せずにライフサイクル内の他の部分に移行するのを防ぐことができるライフサイクルの視点をを用いることによって、組織の製品及びサービスの設計、製造、流通、消費及び廃棄の方法を管理するか、又はこの方法に影響を及ぼす。
- 市場における組織の位置付けを強化し、かつ、環境にも健全な代替策を実施することで、財務上及び運用上の便益を実現する。